

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(井上寅吉君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(井上寅吉君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長(井上寅吉君) 日程第十八 議案第二十三号 福生市プチギャラリー条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(教育次長 矢崎茂夫君登壇)

○教育次長(矢崎茂夫君) 御指名をいただきましたので、議案第二十三号 福生市プチギャラリー条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、現在福生駅西口に建築中の福生市プチギャラリーの設置に伴い、公の施設として管理運営を行うため条例の制定を行うものでございます。このプチギャラリーは四階建てでございます。一階は吹き抜けでございます。二階部分には、市内の商工業の振興を図るため、物産展示室として商工業者が取り扱う商品の紹介等を行います。三、四階部分でございますけれども、絵画等の展示室として常設展示や市民の方々の作品発表の場としての展示会等を行うことができる施設でございます。それでは、条例の内容について説明いたします。

第一条は、設置規定でございます。市民文化の向上と市内商工業の振興を図るため、福生市プチギャラリーを福生市大字福生一〇一四番地一〇に設置することを定めたものでございます。

第二条は、休館日を定めておりまして、毎週月曜日と年末年始の十二月二十九日から翌年の一月三日ま

でを休館にしようとするものでございます。

第三条は、開館時間でございまして、午前十時から午後七時までとするものでございます。なお、休館日、開館時間とも市長が特に必要と認めたときは臨時に変更することができるようになっております。

第四条は、使用の許可を定めております。

第五条は、使用の制限でございまして、他の社会教育施設と同様の制限を定めております。

第六条は、使用の許可をする場合には、管理上必要な条件を付することができるよう定めております。

第七条は、使用許可の取り消し等で、市長は許可を受けた者が第一号から第七号に該当するときは、その使用許可について取り消し等ができることを定めたものでございます。

第八条は、使用料でございしますが、別表のとおり、一日単位をもって定めそれぞれ室ごとに五千円と定めております。

第九条は、使用料の減免について定めております。

第十条は、納入された使用料の還付について規定したもので、災害や公益上の理由で取り消した場合に還付を行います。その他の場合には、原則として還付をしないというものでございます。

第十一条は、目的外使用の禁止について定めたものでございまして、許可を受けた目的以外の使用あるいは権利譲渡等の禁止について定めております。

第十二条は、設備等の変更の禁止でございまして、原則として、現状の設備を使用していただくということでございます。

第十三条は、現状回復の義務でございまして、使用を終了したときや使用を取り消されたときは、直ちに現状に回復しなければならないということでございます。

第十四条は、損害賠償でございまして、設備や物品を損傷した場合には、損害額を賠償していただくというところでございます。

第十五条は、販売行為の禁止規定でございまして、市長の許可を受けた場合以外には、何人も販売行為をしてはならないということでございます。

第十六条でございますけれども、委任規定でございますが、条例の施行について必要なことは市規則で定めるところでございます。

附則といたしまして、条例の施行日を平成三年四月一日とし、ギャラリーの供用開始は平成三年七月一日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第十九 議案第二十五号（仮称）熊川・松原線改良事業（歩道橋）の事務の委託を受けることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（行政推進担当参事 関口 清君登壇）

○行政推進担当参事（関口 清君） 御指名をいただきましたので、議案第二十五号（仮称）熊川・松原線改良事業（歩道橋）の事務の委託を受けることについて、提案理由とその内容につきまして御説明をい

たします。

本件は今議会の初日におきます市長の施政方針の中で、新年度予算の概要を申し述べられましたが、その中の道路整備の施策として、特に拝島駅南北を横断する緊急避難道路の設置を目標といたしました。調査を進めますと申し上げた事柄でございます。この拝島駅構内を横断する橋の設置につきましては、基地対策特別委員会を初めといたしまして議会の御支援を賜りまして、昭島市ともども国に対し強く要望してまいったところでございますが、このたび基本調査に対する防衛施設庁の補助金がつくことになりました。御案内のとおり、拝島駅構内は、特に本事業の目標の位置がちょうど昭島市との行政界と微妙にかかわることから、本事業につきましては、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により規約を定めまして、昭島市から事務の委託を受けて施行しようとするものでございます。

本事業の内容でございますが、とりあえず平成三年度は基本調査でありまして、コンサルタントへ委託の上、鉄道会社側とも十分協議する中で諸条件を整理し、簡単な地質調査等によって歩道橋をかける位置の特定、並びに歩道橋の幅、すなわち幅員の決定及び概略の設計図書を作成してその数量を算定、概算工事費を算出する。言うならば、およその規模等を特定することを、市といたしまして行う仕事でございます。

それでは、規約につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本規約は、地方自治法第二百五十二条の十五第一項の規約の規定事項並びに昭和二十七年通達の準則に基づきまして、昭島市と協議の上、作成したものでございます。

第一条は、委託事務の範囲を規定しようとするものでございまして、（仮称）熊川・松原線改良事業（歩道橋）の基本調査に関する事務を昭島市から福生市が委託を受けて執行及び管理しようとするものでございます。

第二条は、委託事務の執行及び管理の方法でございまして、これは、福生市の条例及び規則、その他の規程の定めるところによりまして行おうとするものでございます。

第三条は、経費の負担についてでございまして、委託事務に要する経費は昭島市が負担し、経費の額、



におきまして、国の給与改定に準じ単位費用の見直しによる増額分一億一千九百三十八万五千円と特別交付税におきまして、諸状況を考慮し見込ませていただきました五千万円との合計額でございます。

第十款国庫支出金で八千二百三十三万六千円の追加でございますが、これは国庫補助金で生活保護臨時安定運営費補助金の追加交付分五百九十四万六千円と熊川緑地（仮称）の新設事業の補助金八千万円が追加される見込みでございますので、見込ませていただいております。それと、事務事業の確定に基づきます精算で、増額分としまして、高齢者事業団委託事業費補助金五十三万二千元、減額分として幼稚園就園奨励費補助金百六十三万円、防衛施設周辺道路整備事業補助金二百七十一万二千元がございます。

第十一款の都支出金は五千七十七万六千円の増額でございますが、市町村調整交付金で三千六百五十万円、市町村振興交付金二千四百十万円を見込みました。また、国庫支出金と同様に、事務事業の確定によります精算で、減額分として市町村活性化事業交付金六百五十万円、インフルエンザ予防接種費補助金五十八万二千元、スポーツ・レクリエーション施設建設費補助金四百八十八万円、増額分といたしまして、高齢者事業団運営費補助金八十七万円と都公害防止条例市委任事務費委託金百十九万六千円がございます。

第十二款財産収入で二億七千三百二十五万一千円の減額でございますが、財産運用収入の二億三千八百十二万千円の追加は、都市施設整備基金を初めとする給付金の積立金の利子収入でございます。

財産売却収入の五億五百七十七万二千円の減額は庁舎建設のための用地取得にかかわる土地売り払いでございますが、現在までに地主、借地権者、借家人にはすべて買収の同意をいただいておりますが、このうち、借地権者の都合がございましたので、年度内に取得が困難となったことによりますもので、申しわけありませんが、新年度に再び計上させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

第十三款寄附金におきまして一千八百四十八万八千円の追加は宅地開発指導要綱によります学校施設等整備事業への寄附金二件分でございます。

第六款諸収入で九千三百二十二万二千円の追加でございますが、市預金利子で三千六百二十二万二千円で、歳計現金の預金利子収入でございます。

収益事業収入の五千万円は九市の収益事業組合の収益増によります追加配分金でございます。

雑入の七百万円は府中市からの収益事業均てん化配分金の確定によります増額五百十万円とコミュニティ事業助成金百九十万円の追加交付によるものでございます。

第十七款市債につきましては、対象事業の実績に基づく許可見込額の減額七百三十万円と追加の適債事業として認められました熊川緑地（仮称）新設事業債五千九百二十万円との相殺額でございます。

以上が歳入でございます。

歳出の説明に入ります前に、先ほど御提案申し上げました条例改正案の人件費関係は、各款項共通の理由でございますので、総体の補正額について説明をさせていただきます。

六六ページをお開きをいただきますと、ごらんをいただきますと思いますが、まず特別職の給与改定につきましては、期末手当の職務段階別加算措置によるものでございまして、増額分は市議会議員一千百六十九万一千円、市長等二百五十八万七千円で、合計いたしますと一千四百二十七万八千円となるものでございます。

六八ページの職員の給与改定につきましては、三百八十四人の給与分で、繰越明許分を含めまして一千七百七十四万六千円、職員手当の改定分は期末勤勉手当の職務段階別加算措置分及び共済費を含めまして六千八百三十四万三千円で、合計いたしますと、八千八万九千円となりまして、今回の人件費関係の補正額は九千四百三十六万七千円となるものでございます。なお、職員の職務段階別加算措置につきましては、期末勤勉手当四千六百十二万六千円のうち、三千五百八十九万円を計上させていただいております。

四ページをお開きいただきたいと存じます。歳出につきましての説明をさせていただきますと思います。第一款議会費の一千三百九十八万四千円の追加は市議会議員の期末手当一千百六十九万一千円と職員人件費八名分との合計額でございます。

第二款の総務費の二億一千七十二万円の追加でございますが、総務管理費におきまして二億九十一万円の追加がございまして、増額分といたしましては職員七十七名分の人件費、それから、庁舎備品の購入、退職手当特別負担金準備基金への利子の積み立て四百二十七万四千円と、庁舎建設基金で利子分三千八百一万二千円と一般財源七億円の積み立てと合わせまして七億三千八百一万二千円の追加となるものでござ

います。庁舎建設基金の平成二年度末見込額は二十二億五千六十九万三千円となります。減額分といたしましては、先ほど歳入で説明を申し上げました庁舎用地取得事業費の五億四千八百八十六万二千円と事業の精算によりますもので、市制二十周年記念事業費関係では四百八十九万一千円。市史編さん事業におきましては四百三十六万二千円。幼稚園就園奨励費補助金の当初見込額との差の減額。以上の相殺額でございます。

それから、徴税費につきましては、追加は職員三十名分の人件費でございます。

戸籍住民基本台帳費は、職員十七名分の人件費でございます。

選挙費は、職員三名分の人件費でございます。

統計調査費は、職員二名分の人件費。

監査委員費は、職員三名分の人件費でございます。

総務費は以上の額を合計いたしまして、二億一千七十二万円の追加となります。

第三款民生費でございますが、社会福祉費の一千百七十六万四千円の追加は、職員二十九名分の人件費。さらに社会福祉協議会に対する給与改定等による補助金及び業務委託料の追加交付分三百三万円。同じく高齢者事業団に対する運営費補助金百七十四万円。それに福祉会館の光熱水費の追加分百十二万円との合計額でございます。

児童福祉費の三百六十八万六千円の追加は、職員二十七名分の人件費及び学童保育委託料の追加交付分二百三十八万七千円に、ひとり親家庭医療費助成事業の精算による減額分二百六十九万六千円との相殺額でございます。

生活保護費は、職員六名分の人件費でございます。

以上、合計いたしまして、民生費の補正額は一千六百二十六万五千円となります。

第四款衛生費で保健衛生費におきまして、三百八十三万六千円の減額は、職員十名分の人件費と健康診査及び予防接種事業の精算による減額五百九十四万四千円との相殺額でございます。

清掃費の二百三十一万七千円の減額は、職員十三名分の人件費と西多摩衛生組合負担金の追加分二百三

十三万七千円にリサイクルセンターの最終処分地掘削工事の精算による減額七百二十五万六千円との相殺額でございます。衛生費は以上の額を合計いたしまして六百十五万三千円の減額となったものでございます。

第六款農林水産業費の農業費の追加は、職員三名分の人件費でございます。

第七款商工費の百六十二万三千円の追加は、職員四名分の人件費と中小企業振興資金損失補償金三百二十三万一千円に、福生市観光協会設立準備費九十万円と人事異動による商工会補助金百二十七万七千円の減額によります相殺額でございます。

第八款土木費でございますが、土木管理費の百五十三万八千円の追加は、職員四名分の人件費でございます。

道路橋りょう費の一億五千五百五十三万九千円の減額は、職員十一名分の人件費と私道整備工事費の精算によります減額一千五百万円。さらに市道改良事業で用地買収が年度内に完了する見込みがないことによります減額分一億三千八百一十六万六千円との相殺額でございます。

都市計画費の一億五千五百二十七万八千円の追加は、職員二十名分の人件費と給与改定等による都市下水路組合への負担金の追加十五万円。それに、熊川緑地新設事業で、補助金の追加交付を受けられることによる事業費一億六千三百十八万五千円と、減額分といたしましては、未着手によります熊川地区土地区画整理事業の委託料一千五百五十万円との相殺額でございます。

住宅費の三百二十三万三千円の追加は、職員二名分の人件費と市営住宅等管理基金への積立金二百八十三万四千円との合計額でございます。

土木費は以上の額を相殺いたしまして、五百五十一万円の補正額となります。

第九款消防費の減額は、防火貯水槽工事費の精算によるものでございます。

第十款教育費でございますが、教育総務費で五千八百五十一万三千円の増額は職員二十二名分の人件費と、学校施設等整備基金の利子三千四百三十九万九千円と宅地開発指導要綱に入れます寄附金一千八百四十八万八千円の積み立てでございます。これにより、学校施設等整備基金の平成二年度末の見込額は九億

六千九百七十三万七千円となります。

○小学校の追加は、職員十四名分の人件費。

○中学校の追加は、職員六名分の人件費。

○学校給食費の追加は、職員二十六名分の人件費でございます。

○社会教育費の一千三百八十四万七千円の追加は、職員三十七名分の人件費と国際交流基金から生じた利子の積み立て四百三十六万一千円に、市民会館と地域会館の光熱水費の追加分二百三十万円との合計額でございます。

○保健体育費の追加は、職員十名分の人件費でございます。

○教育費は以上の額を合計いたしまして、八千四百四十二万九千円の増額となるものでございます。

○第十二款諸支出金の基金費におきまして、二億四千五百八十九万八千円の追加は、財政調整基金で一般財源による積み立て一億円と積立金の利子収入の一千六百九十一万五千円との合計で、一億一千六百九十一万五千円。それに各基金の積立金の利子の積み立てで、土地開発基金積立金五百十四万三千円、都市施設整備基金積立金一億二千三十一万九千円、ふるさと基金への積立金三百五十二万一千円との合計額でございます。この結果、各基金の平成二年度末見込額は、財政調整基金九億二千九百三十八万一千円に、都市施設整備基金六十四億三千四百五十四万四千円、ふるさと基金二億一千八百八十二万二千円となります。なお、特定目的基金、九基金の平成二年度末見込額は百一億四千九百八十五万五千円となります。

○次に、予備費でございますが、一億七千二百二十二万六千円の減額は歳出充当によります財源調整によるものでございます。

以上が、今回の歳出の補正内容でございます。

○次に、七ページを開きをいたしたいと思います。第二表の繰越明許費でございますが、本件は防衛施設周辺道路整備事業で、市道田園二八号線ほか二路線の改良工事でございます。この工事は五日線を横断するため、JRに委託して行っておりましたが、本年度事業が汚水増水対策等のため、年度内に完了する見込みがないため、申しわけございませんが、委託料及び事務費と合わせて七千七百七十九万九千円の繰

越明許のお願いをしようとするものでございます。

○次に、第三表債務負担行為の補正でございますが、第二表繰越明許でお願いを申し上げましたJRの委託事業は平成元年度、二年度の二カ年事業として、平成元年九月定例会で契約金額四億三千七百四十八万九千円で委託契約の御同意をいただいておりますが、工費増等による事業内容の変更から、契約金額及び工期の変更をせざるを得なくなりました。いろいろと御心配をいただいております。ところでございますが、このような状況のため、事業が平成三年度にわたり、今年度中に契約変更をする必要が生じておりますので、債務負担行為限度額を一億二千五百万円と定めさせていただきたいと存ずるものでございます。なお、本件に関する変更契約の議案は、定例会最終日に提案させていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○次に、八ページを開き願います。第四表の地方債補正でございますが、これは対象事業費の追加及び変更によりまして、限度額を二億九千八百二十万円から三億五千十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

○以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

○ただいま議題となっております議案第二十六号は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、総務、建設、厚生、三常任委

員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 午後一時まで休憩いたします。

午前十二時 三分 休憩

午後 一時 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十一 議案第二十七号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二十七号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、職員の給与改定及び期末勤勉手当の職務職階別加算措置など人件費と歳計現金預金利子の増によりまして、その必要が生じたものでございます。

恐れ入りますが、七九ページをお開き願いたいと思います。初めに、総則につきまして御説明申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百五万六千円を追加し、その総額を歳入歳出予算それぞれ二十二億六千六百三十一万七千円と定めようとするものでございます。

次に、八一ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、第八款の諸収入におきまして四百五万六千円の追加補正は、歳計現金の預金利子収入でございます。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。

第一款の総務費百十六万六千円の追加は、職員八名分の人件費でございまして、これは先ほど説明申し上げました給与改定並びに期末勤勉手当の職務職階別加算措置等によるものでございます。

次に、第八款の予備費二百八十九万円の追加は、歳入歳出予算を調整し計上させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十七号は厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第二十二 議案第二十八号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第二十八号 平成二年度福生市下水道事業

会計補正予算（第四号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、下水道使用料の増に伴うものと給与改定等によります職員人件費及び事業の執行に伴う精算的なものが主なものでございます。また、繰越明許の措置、債務負担行為を定めること、事業の実績に基づきまして、地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、九七ページをお開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千百十万三千円を増額し、歳入歳出予算の総額を二十三億五千五百万五千円と定めようとするものでございます。内訳は、第一表歳入歳出予算補正で後ほど申し上げます。

第二条では、翌年度への繰越経費を第二表繰越明許費として定めようとするものでございます。

第三条では、債務負担行為につきまして、第三表債務負担行為によることを定めようとするものでございます。

第四条では、地方債につきまして、事業の精算及び見込みが得られたことによりまして、限度額の変更をお願いしようとするものでございます。

次に、九九ページをお開きください。第一表歳入歳出予算補正につきまして、御説明申し上げます。

歳入でございますが、分担金及び負担金で二百六万五千円の減額補正は、下水道事業受益者負担金において、農地等で徴収猶予をされていた土地が猶予理由が消滅したことにより、三十万二千円の増額と下水道費負担金として二百三十六万七千円の減額で、これは下の川改修工事の実績に基づき、精査の結果、一般会計からの道路分の負担金が減額となるものでございます。

次に、使用料及び手数料の六千三百万円の増額補正は、下水道使用料で、使用水量が当初見込みより五・八六％、約四十六万三千立方メートル増量によることが見込まれることによるものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、四百七十五万五千円の減額補正は、事業の実績に基づき、補助対象費の減に伴い下の川改修事業補助金四百七十五万五千円の減額分でございます。

次に、都支出金の七十八万円の増額補正は下水道管渠埋設費補助金で、これは補助対象事業費の増に伴

うものでございます。

次に、諸収入で三百六十四万三千円の増額補正は預金利子で、歳計現金預金利子三百六十四万三千円の増額によるものでございます。

次に、市債の二千九百五十万円の減額補正は公共下水道事業債で、歳出関連事業の実績及び見込みが得られたことによりまして、一千九百六十万円の減額と流域下水道事業債で、建設負担金の確定に基づき、九百九十万円を減額しようとするものでございます。

以上、歳入合計二十三億五千五百五十万五千円と相なるものでございます。

次に、一〇一ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、総務費で二千四百六十六万円の増額補正で、内容といたしましては給与改定等に伴う職員人件費二百四十六万円の増額と多摩川上流域下水道維持管理負担金で、汚水の処理水量の増が見込まれることから、一千九百万円を増額しようとするものでございます。

次に、事業費で二千六百四十五万七千円の減額補正でございますが、内容といたしましては、管渠費では、地下埋設物等移設補償料で一千万円の減額。下の川改修事業費では、給与改定等に伴う職員人件費二十六万四千円の増額。工事請負費九百四十五万七千円。樹木補償料等で百十万五千円の減額ですが、補償料については、予定していた事業量が減ったことと、工事請負費については入札差金等、予定していた路面舗装復旧が不要となったためのものでございます。流域下水道費では、多摩川上流域下水道建設事業負担金で六百十五万九千円の減額は、処理場の設備の増設事業に伴う負担金の確定によるものでございます。

つぎに、予備費でございますが、三千六百万円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十三億五千五百五十万五千円と相なるものでございます。

次に、一〇三ページをお開きいただきたいと存じます。

第二表繰越明許費の補正でございますが、先ほど、一般会計予算（案）で御説明いたしましたJRの工事費のうち、二一％分、一千四百四十三万七千円を下水道会計で負担するため、繰越明許をお願いしよう



○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十九号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十四 議案第三十号 平成三年度福生市一般会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十号 平成三年度福生市一般会計予算の概要につきまして説明を申し上げます。

本予算につきましては、国あるいは東京都の予算編成方針の状況を踏まえる中で、市といたしましての検討を加えながら編成をいたしましたものでございます。国の平成三年度の予算及び財政投融资計画につきましては、人口の高齢化あるいは国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会、経済情勢の変化に弾力的に対応できる財政体質をつくり上げていくことを課題といたしまして、歳出の徹底した見直しあるいは合理化等の行財政改革を引き続き推進する必要があるという考え方のもとに、予算編成が行われているところでございます。ちなみに、一般会計全体の伸び率は六・二％となっております。また、自治省から発表されました地方財政計画の規模でございますが、七十兆八千八百億円で、前年比五・六％の伸びとなっております。なお、おむね国と同一基調により歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方税負担の適正化と地方交付税の所要額の確保を図ること。歳出面におきましては、引き続き、経費全般について節減、合理化を図るとともに、住民生活の質の向上のための地域づくりなどを積極的に推進を

するための事業費の確保と、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本として、作成をされております。

一方、東京都予算につきましては、昨年十二月に策定されました第三次東京都長期計画の具体化を図り、マイタウン東京づくりを、さらに前進させることを目指して編成をされております。都の一般会計の伸び率は六・一％増となっております。このうち多摩・島嶼市町村関係の事業予算は、多摩地域の振興に力を入れておりまして、七千三百七十九億八千九百万円でございまして、一〇・三％の増となっております。その内、市町村に対します財政補完のための振興交付金では百十億、一〇％の増。同じく調整交付金では百八十三億五千四百万円、五・八％の増と相なっております。

このような背景を踏まえまして、当市の予算につきましては、昨年スタートいたしました第二期の総合計画が、本年はその二年目に入るわけでございます。この総合計画を踏まえて、二十一世紀を展望したまちづくりを推進するため、実施計画に盛り込まれた施策の充実、拡大を考慮いたしまして、財源の重点的、かつ効率的配分を図りながら、市政運営に徹しつつ行財政基盤の安定確立を図ることを基本といたしまして、編成を行ったところでございます。

今回、御提案を申し上げました本予算規模は、総額にいたしまして百六十七億一千四百二十六万八千円でございまして、前年度と比較いたしますと、十四億六千二百六十六万八千円増、その伸び率は九・六％となっております。市民一人当たりには換算をいたしますと、二十八万二千八百八十五円と相なります。また、消費税に関してでございますが、歳入歳出とも総額を見込ませていただいております。

それでは、お手元の当初予算資料に基づきまして、ごく大要でございしますが、説明を申し上げます。

二ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございしますが、市税については、平成三年度におきまして個人市民税の税率適用区分の見直し、それから、基礎控除等の額の引き上げ等によります減税の影響額が約三億円。それから、固定資産税にかかわる土地の評価がえによる増収分、約四千八百万円。それと諸般の情勢を考慮して、都市計画税の税率変更によります減収が六千六百万円ございまして、この